

一般名での処方について

当院では、適切な医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の「商品名」ではなく、有効成分を記載した「一般名処方」を実施しています。

現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。お薬に「商品名」ではなく、有効成分を記載した「一般名処方」をすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき 必要なお薬が提供しやすくなります。